

第 3 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 3 月 1 7 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第3回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月17日 午後2時から午後2時44分まで

2 開催場所 秋田市役所職員研修棟第1・2研修室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
13番	齊 藤 善 彦	14番	藤 田 修
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		

5 欠席農業委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 会期決定
第3 会務報告
第4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
第5 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
第6 議案第11号 農用地利用集積計画(令和2年度第12号)に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	竹 内 元
副 参 事	加 藤 康 則	主席主査	伊 藤 弘
主席主査	中 村 至	主席主査	稲 葉 隆
主席主査	勝 田 茂 満	主 事	富 岡 周 馬
主 事	廣 嶋 孝 祐	技 師	小 林 素 子

8 書 記

主席主査 稲 葉 隆

9 議事録署名委員

17番 伊 藤 洋 文 19番 加賀屋 慎 一

10 議 事

<p>事務局 (竹内参事)</p>	<p>ただ今から、令和3年第3回農業委員会総会を開会いたします。 本日は欠席の届出はありません。委員定数19名全員の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 会長ごあいさつの前に、本日お手元に配付しております、書類の確認をお願いいたします。</p> <p>《配付書類の確認》</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会における速やかな議事進行およびマスク着用、定期的な換気の実施等につきまして、ご協力をお願いいたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>佐々木吉秋会長</p>	<p>【会長あいさつ】</p> <p>それでは、第3回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
<p>一 同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「異議なし」の声がございますので、17番伊藤洋文委員、19番加賀屋慎一委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申しあげまして、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、開催を中止した第4区域部会と第5区域部会を除く第1区域部会から第3区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
<p>9番白岩勝委員</p>	<p>【第1区域部会の報告】</p>
<p>1番佐々木英久委員</p>	<p>【第2区域部会の報告】</p>
<p>2番武藤真作委員</p>	<p>【第3区域部会の報告】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第59回常設審議委員会」につきましては、私から報告します。</p> <p>【会務報告2の報告】</p>

議 長	次に、会務報告3の「会長専決による要綱等の改正について」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (中村主席主査)	【会務報告3の報告】
議 長	次に、会務報告4の「令和2年度市町村農業委員会農地利用最適化推進地区別報告研修会」につきましては、5番星容子委員から報告をお願いします。
5番星容子委員	【会務報告4の報告】
議 長	次に、会務報告5の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告11の「現況地目照会に係る回答について」までの7件について事務局から報告をお願いします。
事務局 (伊藤主席主査)	【会務報告5から11までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第4、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (廣嶋主事)	議案書1および2ページの3件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 本件は、農地の集約を図るために、相互に同等の面積の所有農地を交換するものです。なお、譲受人は県外在住ですが、所有農地は秋田市内に住む譲受人の母が耕作しており、本申請地についても、交換後、同様に耕作することとしております。 また、本件は譲受人の経営面積が経基法の要件を満たさないことから農地法第3条で取り扱うものです。一方、譲渡人の経営面積はこの要件を満たすため、代替地の取得に係る所有権移転については、本総会の日程第6議案第11号、農用地利用集積計画に関する件（所有権移転）の番号3でご審議いただきます。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として

事務局 (廣嶋主事)	<p>認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、10,583平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号2および番号3について、これらは譲渡人が同一で、譲受人は、番号2が譲渡人の妻、番号3が子であり、案件の内容も同一であるため、一括して説明いたします。</p> <p>譲受人は、番号2が[]。番号3が[]。譲渡人は、[]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。譲渡人が家族へ農地を生前に一部贈与するものです。</p> <p>なお、申請地には仮登記が設定されていることから、農地法第3条で取り扱うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、124,428平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら3件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えまます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番につきまして現地調査を行った保坂正真推進委員から報告を受けた14番藤田修委員に報告をお願いします。</p>
14番藤田修委員	<p>14番藤田です。保坂推進委員から何ら問題ないとの報告を受けました。私も双方を知っており、特段問題はないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、案件2番および3番につきまして現地調査を行った熊谷裕幸推進委員から報告を受けた19番加賀屋慎一委員に報告をお願いします。</p>
19番加賀屋慎一委員	<p>19番加賀屋です。熊谷推進委員から問題がないとの報告を受けました。私も近くで耕作していてよく知っており、特に問題はありませんのでご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第9号、農地法</p>

議 長	<p>第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (稲葉主席主査)	<p>それでは、議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1と2につきましては、内容が重複する部分がありますので、一括して説明いたします。</p> <p>番号1の譲受人は、■■■■ほかに1名。譲渡人は、■■■■。番号2の譲受人は、■■■■。譲渡人は、■■■■。転用事業概要は、「一般住宅」への永年転用。申請者等の住所、権利の種類、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページから4ページをご覧ください。申請地の場所については、それぞれ位置図に記載のとおりです。</p> <p>続きまして、転用事業計画について、「申請者は、アパートに居住しているが手狭となったことから、住宅を建築するため本申請をしたもので、住環境を考慮し当該地を選定、転用しようとするもの。」です。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、秋田市宅地開発に関する条例において、一定の基準を満たす集落の区域として、誰でも一般住宅を建築できる区域、いわゆる「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は、番号1が「第2種農地」、番号2が「第3種農地」です。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、番号1が借入資金。番号2が自己資金および借入資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和3年7月31日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。</p> <p>被害防除については、番号1が隣接に対する措置は法面保護をすることとし、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は水路放流です。番号2が隣接に対する措置はなし、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は、自然流下です。現地は令和3年3月1日に確認しております。</p> <p>続きまして番号3です。借受人は、■■■■。貸出人は、■■■■および■■■■。転用事業概要は、「ガソリンスタンド、洗車場」への永年転用。権利の種類等は記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画については、「転用事業者は、秋田市河辺坂本北地区に「■■■■」を設置、経営しているが、国道13号拡幅事業に伴い、移転する必要が生じたことから、現在の給油所と同程度の施設を配置することができ、給油所としての需要が見込まれる当該地を選定した。しかし、農地以外のみでは洗車場を含む施設全体を配置することができないため、一部農地部</p>

事務局 (稲業主席主査)	<p>分を活用し、申請地に設置しようとするものである。」です。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、秋田市宅地開発に関する条例において、土地収用法に規定する事業の施行により建築物を移転することを目的として建設することができる区域に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は「第2種農地」です。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金です。申請適格等は適合しており、現在の給油所を設置した平成10年6月に過去の転用実績があります。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和3年11月30日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は、申請地の北西側に接する宅地、雑種地等があり、土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は、防護柵、緩衝地および緑地を設けることとしており、排水計画は、汚水、生活雑排水は合併浄化槽、雨水は水路放流です。現地は令和3年3月1日に確認しております。</p> <p>なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、30アール以下でも、いずれの農地区分にも該当しないものとして第2種農地と判断した農地については、一時転用を除き、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号3について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番から3番につきまして現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた、6番相場堅一委員に報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。3月1日に佐藤公誠推進委員から連絡があり問題がないとのことでした。私も現地を確認しており問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>今回は、番号1と2が県農業会議への諮問の必要がない案件で、番号3が県農業会議への諮問の必要がある案件ですが、ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、番号1と2を原案のとおり許可に、番号3を原案のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第10号、農地法</p>

議 長	<p>第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、番号1と2を原案のとおり許可に、番号3を原案のとおり許可相当にするに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第11号、農用地利用集積計画（令和2年度第12号）に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田 主席主査)	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>はじめに、所有権移転の9件についてです。議案書の5ページから9ページをご覧ください。</p> <p>番号1。買い手は■■■■。売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計9件のうち売買が6件、交換が3件です。</p> <p>なお、番号3の交換は、先ほど説明がありました日程第4、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請に関する件、番号1との交換です。</p> <p>続きまして、利用権設定140件について説明いたします。議案書の10ページから237ページをご覧ください。</p> <p>番号1。借り手は■■■■。貸し手は■■■■ほか1名。</p> <p>耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計140件のうち議案書100ページ以降の番号84から番号140までの57件は、農地中間管理事業を活用した一括方式による利用権設定です。</p> <p>以上、令和2年度第12号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。</p>
16番三浦宏和委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>三浦委員、どうぞ。</p>
16番三浦宏和委員	<p>16番三浦です。8ページの9番の酒造会社が全部で5町歩くらいの農地を集積しておりますが、いわゆる農地所有適格法人は、農地法第6条で、事業年度終了後3か月以内には、農業委員会にその事業の報告を届け出ることになっていると記憶しております。すべての法人から毎年の事業報告書の提出を受けているものでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (加藤 副参事)	<p>現在は、法人からの決算の報告等の提出を受け、県に報告しており、出てきていない法人に対しては、県の指導のもと、必ず出すようにという指導を強化しているところであります。</p>
議 長	<p>三浦委員、いかがですか。</p>

16番三浦宏和委員		はい、わかりました。
議	長	ほかにありませんか。
一	同	なし。
議	長	ご質問がないようですので、採決に入ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 所有権移転の9件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の9件について、原案のとおり決定することいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。 それでは、はじめに案件17番について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。
		【■■■■番 ■■■■委員退席】
議	長	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件17番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、案件17番について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。
		【■■■■番 ■■■■委員着席】
議	長	次に、案件73番について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。
		【■■■■番 ■■■■委員退席】
議	長	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件73番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、案件73番について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。

		【 〇〇〇 番 〇〇〇 委員着席】
議	長	次に、案件80番について採決を行います。 〇〇〇 番の 〇〇〇 委員の退席をお願いします。
		【 〇〇〇 番 〇〇〇 委員退席】
議	長	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件80番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、案件80番について、原案のとおり決定することにいたします。 〇〇〇 番 〇〇〇 委員の着席をお願いします。
		【 〇〇〇 番 〇〇〇 委員着席】
議	長	それでは、議事参与案件であった、17番、73番および80番を除いた1番から140番までの案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、17番、73番および80番を除いた1番から140番までの案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 以上により、日程第6、議案第11号、農用地利用集積計画（令和2年度第12号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
		(午後2時44分終了)